

平成28年度大規模地震時医療活動訓練 訓練中止基準

以下に該当する場合には訓練を中止いたします。

○訓練の中止基準(政府)

- ・東京23区震度5強、その他の地域震度6弱の地震が発生した場合
- ・東海地震注意報情報が発令された場合
- ・大津波注意報が発令された場合
- ・豪雨等により死者100人以上、かつ、住家全壊100棟以上程度の災害が発生した場合
- ・噴火警戒レベル(避難準備)が発表されたとき
- ・原子力災害対策特別措置法第15条報告の原子力事故が発生した場合
- ・内閣官房(事態)において対応が必要な事故災害、緊急処理事態等の事案が発生し、内閣官房(事態)が訓練中止と判断した場合

○訓練の中止基準(三重県)

- ・三重県沿岸に「津波注意報」「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合
- ・東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意報、東海地震予知情報、警戒宣言があった場合
- ・県内に「暴風」「暴風雪」「大雨」「洪水」「高潮」警報が発令され、知事が中止を適当と判断した場合
- ・その他 訓練不適切と判断された場合